

令和 4 年度

第8回 第一農地部会定例会議事録

令和4年11月30日（水）

上越市市民プラザ 2階 第一会議室

令和4年度第8回第一農地部会定例会議事録

日時 令和4年11月30日(水)午後2時

場所 上越市市民プラザ 2階 第一会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	12番 上原 孝
13番 五十嵐 彰	14番 清水 強	15番 牧繪 雄一郎
23番 久保埜 徳雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一	高島 真一
藤井 敏行	笠原 行夫	中嶋 栄司	平野 宏一
齊藤 啓治	小林 政秋	白滝 光彦	清水 増彦
小林 正義	綿貫 一成	松本 香	

2 欠席委員

(1) 農業委員

金子 昭榮

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一 高宮 文男

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
次長	松縄 浩一
係長	橋立 理
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	近藤 宏一
名立区駐在室 班長	武内 朋廣

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

12番 上原 孝 15番 牧繪 雄一郎

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第4号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(中郷区)

- 議案第1号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について

(名立区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 利用状況調査結果に基づく非農地判断について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 11 人中、出席委員数 10 人、欠席委員数 1 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 15 人、欠席推進委員数 2 人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号 12 番 上原 孝 委員、議席番号 15 番 牧繪 雄一郎 委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p> <p>また、議案に関連して現地確認した地区担当の推進委員の方には、現地の状況や受け手農業者に関する質問をする場合がありますので、積極的に意見等を述べていただくとともに、意見した旨の活動記録簿への記載も忘れずをお願いします。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 123 番から 131 番までの 9 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 123 番から 131 番までの 9 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 9 件は、いずれも借人の労力不足を理由とした合意による解約であり、返還後の利用計画については、「地主耕作」2 件、「休耕」4 件、「他者へ貸付予定」3</p>

	<p>件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、9件を承認します。</p>
議長	<p><報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号13番及び番号14番の2件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>3頁、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号13番及び番号14番の2件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「宅地造成」1件、「一般個人住宅」1件です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、2件を承認します。</p>
議長	<p><報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号117番から番号136番までの20件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>4頁、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号117番から番号136番までの20件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「宅地造成」6件、「敷地拡張」5件、「一般個人住宅」8件、「町内会ゴミ集積所」1件です。</p>

	<p>転用面積が 1,000 m²を超える案件は、9 頁以降に位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
白滝委員	<p>4 頁、番号 117 番、118 番の転用事由が「宅地造成」となっていますが、造成後はどのような計画ですか。</p>
(事務局) 橋立	<p>分譲し、宅地として売買する予定と聞いています。</p>
議長	<p>他に質問等がないようですので、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、20 件を承認します。</p>
議長	<p><議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 21 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>15 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 21 番の 1 件です。</p> <p>番号 21 番は、NPO 法人が運営する施設に通所する障害者の作業実習に利用するため、農地を取得するものです。</p> <p>先月の農地部会で許可された農地に隣接する農地について地権者との合意に至ったことから申請があったものです。</p> <p>別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、許可要件である地域調和要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>現地を確認した加藤委員、事務局の説明に補足があればお願いします。</p>
加藤委員	<p>現地確認をし、NPO 法人の理事長からヒアリングしました。</p> <p>当該農地には、来春からレンゲソウやヘチマを植えて通所者の作業環境を整えたいとのことでした。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議</p>

	<p>ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定56件、貸借権移転6件を上程します。</p> <p>はじめに、貸借権設定56件のうち、篠宮委員関連の番号670番から673番までの4件を除く52件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>16頁から27頁まで、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定56件のうち、篠宮委員関連の番号670番から673番までの4件を除く52件です。</p> <p>新規案件や特別な案件のみ説明します。</p> <p>22頁、658番及び659番の案件は、耕作してくれるだけでもありがたいとの理由から賃料が0円の使用貸借権を設定するものです。</p> <p>664番から23頁、668番までの案件は、これまでの耕作者が高齢により耕作できないことから新たな耕作者が来年から耕作するものです。</p> <p>26頁、689番の案件は、これまでの作業受委託から経営基盤強化法による契約に改めるものです。</p> <p>690番は、借人の要望で経営規模を拡大するものです。</p> <p>27頁、691番の案件は、これまで自作でしたが、機械が壊れて耕作が困難になったため、新たな耕作者が耕作するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、続いて、篠宮委員関連の番号670番から673番までの4件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する篠宮委員は退席をお願いします。</p>

	(篠宮委員 退席)
議長	それでは事務局の説明を求めます。
(事務局) 橋立	24 頁、篠宮委員関連の番号 670 番から 673 番までの 4 件について説明します。 これらの案件は新たに設立した法人に構成員が所有する農地を貸し付けるものです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	24 頁、番号 670 番と 672 番は、賃料が 0 円となっていますが問題ないのでしょうか。
(事務局) 橋立	法人が当該法人の構成員に支払う賃料については特に制限はなく、賃料を払っても賃料が 0 円でも問題ありません。
議長	他に質問等がないようなので、篠宮委員関連の番号 670 番から 673 番までの 4 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 それでは、篠宮委員の退席を解除します。
	(篠宮委員 復席)
議長	篠宮委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 続いて、貸借権移転 6 件について、事務局の説明を求めます。 議案に関連する篠宮委員は退席をお願いします。
	(篠宮委員 退席)
議長	それでは事務局の説明を求めます。

<p>(事務局) 橋立</p>	<p>28 頁、篠宮委員関連の番号 674 番から 679 番までの 6 件について説明します。 これらの案件は新たに設立した法人に賃借権を移転するものです。契約の賃料や終期など前の契約内容が引き継がれています。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようなので、篠宮委員関連の番号 674 番から 679 番までの 6 件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 それでは、篠宮委員の退席を解除します。 (篠宮委員 復席)</p>
<p>議長</p>	<p>篠宮委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。 それでは、採決に入ります。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」> 議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、賃借権設定 5 件、賃借権移転 4 件を上程します。 はじめに、賃借権設定 5 件について、事務局の説明を求めます。</p>

(事務局) 橋立	30 頁、議案第 3 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 5 件です。
	<p>これらの案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続いて、貸借権移転 4 件のうち、篠宮委員関連の番号 46 番から 48 番までの 3 件を除く 1 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>32 頁及び 33 頁の貸借権移転 4 件のうち、篠宮委員関連の番号 46 番から 48 番までの 3 件を除く 1 件です。</p> <p>32 頁、番号 45 番の 1 件は、賃借権を移転し、農地の集積・集約化を図るものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、続いて、篠宮委員関連の番号 46 番から 48 番までの 3 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する篠宮委員は退席をお願いします。</p> <p>(篠宮委員 退席)</p>
議長	<p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>32 頁及び 33 頁、篠宮委員関連の番号 46 番から 48 番までの 3 件について説明します。</p> <p>これらの案件は、新たに設立した法人に貸借権を移転するものです。賃料など元の</p>

	<p>契約内容がそれぞれ引き継がれるため、一括で1件の案件ではなく元の契約件数に合わせて3件と分かれています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、篠宮委員関連の番号46番から48番までの3件を原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、篠宮委員の退席を解除します。</p> <p>(篠宮委員 復席)</p>
議長	<p>篠宮委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。</p> <p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p><議案第4号「利用状況調査に基づく非農地判断について」></p> <p>議案第4号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から1523番までの1523件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>34頁、議案第4号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。</p>

	<p>まず、「非農地判断」とは、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地について、農地法に規定される農地ではない旨の判断を行うことにより、「守るべき農地」を明確にし、農地利用の最適化を図るものです</p> <p>令和2年に農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんが利用状況調査を行った結果、明らかに山林化しており、周囲の状況から農地としての復元が困難な農地として、「農地として復元しても、再び森林原野化する恐れあり」と判断され、かつ、「農地台帳の利用状況が「山林原野」又は「原野」」である34頁から103頁まで、番号1番から1523番までの1523件の328,256.11㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	非農地判断の今後のスケジュールを教えてください。
(事務局) 橋立	部会で議決された結果を土地改良区や法務局など関係機関へ報告すると共に、本人に対しても非農地判断した旨の連絡を行います。
高島委員	地目変更の費用は掛かるのでしょうか
(事務局) 橋立	自分で行う場合、費用は掛かりません。
高島委員	固定資産税はどうなるのですか。
(事務局) 橋立	部署が違うので明確にどうなるかは分かりませんが、非農地判断の結果を固定資産税の担当部署に報告しているので、影響はあると思います。
高島委員	農地の賃貸借契約を解約して休耕となる農地についても非農地判断されるのですか。
(事務局) 橋立	解約後に休耕となる農地について、周辺に農地がある場合は保全管理をお願いしており、非農地判断はしません。
議長	他に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第4号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ありませんか。

	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。</p> <p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
	<p>(中郷区駐在室分の議案)</p> <p><議案第1号「利用状況調査に基づく非農地判断について」></p>
議長	<p>議案第1号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から7番までの7件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>1頁、議案第1号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。</p> <p>「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。</p> <p>中郷区管内は、1頁、番号1番から7番までの7件、2,983.67㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(板倉区駐在室分の議案)</p> <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p>
議長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7540</p>

	<p>番から 7545 番までの 6 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7540 番から 7545 番の 6 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 6 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「地主耕作」1 件、「他者へ売却」5 件です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、6 件を承認します。</p>
議長	<p><議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転 4 件、貸借権設定 5 件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号 7665 番から 7668 番までの 4 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>3 頁の所有権移転、番号 7665 番から 7668 番の 4 件について説明します。</p> <p>7665 番は、これまで自作していた農地を、高齢化により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ、売却することになったものです。</p> <p>7666 番、7667 番は、これまで利用権設定により、別の耕作者に貸付していた農地を、合意解約により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ、売却することになったものです。</p> <p>7668 番は、受人の孫が来春から地元に戻り、就農を予定していることから、農地を取得するものです。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>続きますして、貸借権設定 5 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>4 頁、5 頁の貸借権設定、番号 7669 番から 7673 番の 5 件について説明します。 7669 番から 7671 番の 3 件は、再設定案件です。 新規の 7672 番は、これまで貸人が自作していましたが、高齢のため耕作の継続が困難となったことから、近隣の農地を耕作している受人に貸付するものです。 同じく新規の 7673 番は、これまで別の農業者に貸付していましたが、その方が経営規模縮小の意向であることから、再契約はせずに、隣接する農地を耕作している隣の集落の法人に貸付することになったものです。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」> 議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」番号 1 番から 7 番までの 7 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>6 頁、議案第 2 号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。 「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。 板倉区管内は、6 頁、番号 1 番から 7 番までの 7 件、1,270 m²を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。 以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(清里区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8167番から8173番の7件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 近藤	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号8167番から番号8173番の7件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した案件は、合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ売却」が1件、「中間管理機構へ貸付予定」が6件です。</p> <p>関連議案は備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、7件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転1件を上程します。</p>

	事務局の説明を求めます。
(清里区) 近藤	3 頁、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」8237 番の所有権移転を説明します。 この案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。 次に名立区駐在室管内の案件審議を行います。
議長	(名立区駐在室分の議案) ＜報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」＞ 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9516 番の 1 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(名立区) 武内	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 9516 番の 1 件の届出書を受理したので、報告します。 受理した 1 件は、合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」です。 以上です。
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。 (「ありません」の声あり)

議長	特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。
議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定2件を上程します。</p> <p>利用権設定、番号9557番から9558番までの2件について、事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 武内	<p>2頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定、番号9557番から9558番までの2件を説明します。</p> <p>1頁、番号9557番は期間満了に伴う再設定案件であり、条件に変更はありません。また、番号9558番は期間満了に伴い他者に新たに貸付けるものですが、条件について変更等はありません。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	番号9558番の譲受人は、アパートに住んでいますが農機具等は所有しているのでしょうか。
(名立区) 武内	農機具は持っており、倉庫を借りて保管しています。
松本委員	譲受人は、市外から移住された方ですが、これまでも自己所有の農機具で耕作しているのでは問題ないと思います。
議長	<p>他に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請するこ</p>

	とに決定します。
議長	<p><議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」></p> <p>議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、番号1番から302番までの302件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(名立区) 武内	<p>3頁、議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、説明します。</p> <p>「非農地判断」の説明は、先ほど「合併前上越市の案件」で説明があったとおりです。</p> <p>名立区管内は、3頁から16頁まで、番号1番から302番までの302件の81,728.79㎡を非農地として判断し、農地台帳から削除するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	登記簿地目が「原野」となっている土地も対象なのですか。
(事務局) 橋立	過去に耕作実績があり、農地台帳に載っていることから対象となります。
議長	<p>他に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「利用状況調査結果に基づく非農地判断について」、原案のとおり農地に該当しないものと決定します。</p> <p>以上で、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p> <p>事務局からはないようですので、閉会の挨拶を職務代理が行います。</p>
上原代理	(上原代理の閉会挨拶)

議長	本日の農地部会を終了します。 続いて、農業者年金加入促進会議を開催します。 各代表者の所に集まってください。
----	--